

I. 児童福祉法の改正法案についての説明

1. 発達障害児を新たに追加（第 4 条）

児童福祉法第 4 条に規定する障害児に、新たに「精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。）」が加えられ、発達障害児も児童福祉法の対象とすることが明記されました。

2. 障害種別の一元化による新たな施設体系（第 7 条、第 42 条、第 43 条）

（1）入所施設

障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「障害児入所施設」に名称に一元化したうえで、福祉サービスを提供する障害児施設を「福祉型障害児入所施設」に、医療サービスと福祉サービスを提供する障害児施設を「医療型障害児入所施設」に区分します。

（2）通園・通所施設

①障害種別による区分をなくし、「障害児通所支援」に名称を一元化するとともに、新たに「放課後ディサービス」「保育所等訪問支援」を加えます。

②この一元化の中には、これまで補助事業として実施されている「重症心身障害児（者）通園事業」も含まれることとなります。

詳細については、参考資料 1 をご覧ください。

3. 「重症心身障害」の定義付け（第 7 条第 2 項）

「この法律で、障害児入所支援とは、（中略）重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対して行われる治療をいう。」と定義され、当会が要望していた「重症心身障害児」という言葉が法律に明記されました。

4. 利用者負担（第 21 条の 5 の 3、第 24 条の 2）

（1）これまで数度にわたる負担軽減制度によりその負担額は 1 割を下回る負担額となつていますが、法律上の文言は 1 割負担が原則となっています。今回の改正において、法律上の文言も「負担能力に応じた負担」が原則であることを明確にするものです。

具体的には、「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）」となります。

通所及び入所も同様の見直しとなります。

（2）この見直しに併せて、資産要件も撤廃することとされました。

（3）障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額がそれぞれ別に設定されていますが、高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者負担を軽減する制度が新たに導入されることとなります。

5. 障害児通所支援給付の実施主体（第 21 条の 5 の 6）

これまで障害児施設を利用する場合は、入所も通園（通所）もその実施主体は都道府県でしたが、この度の法改正により、通園（通所）の実施主体は市区町村に移行することになります。そのため、これからは保護者の居住する市区町村に給付申請をすることになります。

なお、入所施設の実施主体は変更がありません。

6. 在所期間の延長の特例の取扱い

(1) この度の児童福祉法の改正により、第 63 条の 2（満 20 歳を超えても引き続き在所することができる特例）及び第 63 条の 3（都道府県がとることができる措置：満 20 歳を超えても重症心身障害児施設に入所できる特例）は無くなります。

(2) なお、引き続き障害児施設で支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、当該入所者からの申請により当該入所者が満 20 歳に達するまで、引き続き障害児施設に入所することができます。（第 31 条）

なお、この規定は従前からあったもので、今回の法改正で新たに規定されたものではありません。

7. 施行日

(1) 改正法公布の日・・・1

(2) 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
・・・4

(3) 平成 24 年 4 月 1 日・・・2、3、5、6

8. その他

今回は改正法案の骨格部分について情報提供をしました。

障害児施設と障害者施設を併設した場合の施設基準や職員配置基準、重症心身障害児（者）通園事業がどのような形で児童発達支援センターに位置付けられるのか、また 18 歳以上の通園事業を利用する者の扱いはどのようになるのか、給付費単価の設定等々の詳細については今後政令や省令によって示されることになっております。これらの情報については、公表され次第情報提供をすることとしております。

Ⅱ. 障害者自立支援法の改正法案についての説明

1. 発達障害者を新たに追加（第 4 条第 1 項）

障害者自立支援法第 4 条に規定する障害者に、新たに発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者が加えられ、発達障害者も障害者自立支援法の対象とすることが明記されました。

2. 障害程度区分の定義と名称（第 4 条第 1 項）

障害程度区分の定義について、「障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」に改め、その名称を「障害支援区分」に改めます。

このことにより、障害の程度（重い、軽い）によって利用できる障害福祉サービスを決めるのではなく、その障害者が必要とする支援の度合いによって利用できる障害福祉サービスを決めていく方法に改めることになりました。

3. 利用者負担の見直し（第 29 条）

I の 4 と同じ

4. 施設運営基準の策定等に当たっての適切な配慮及び措置（附則第 3 条）

障害児施設と障害者施設では、施設の基準や職員配置基準が異なっていますが、障害児施設に入所していた障害者（18 歳以上）が障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを利用することとなる場合には、これらの障害者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう基準の設定に当たっては適切な配慮その他必要な措置を講ずるように努めなければならないとされ、施設基準や職員配置は、重症心身障害者の特性に配慮したものを検討するとされています。

5. 満 18 歳以上の重症心身障害者の取り扱い

(1) 現に重症心身障害児施設に入所している満 18 歳を超える者については、適用される法律がこれまでの「児童福祉法」から「障害者自立支援法」に変わります。

これに伴い、実施主体も「都道府県」から「市区町村」に変わり、法律の改正に伴って市区町村が改めて支給決定を行います。

(2) 法律の施行日の前日に現に児童福祉法の障害児施設に入所している満 18 歳以上の者については、障害者自立支援法第 19 条から第 22 条までの手続きを省略することができます。

(3) このことにより、満 18 歳を超えている障害者であっても、現在入所している施設に引き続き在所することができ、この場合には、「療養介護」や「生活介護」などの判定を要することなく、引き続きその施設に在所することができることが法律に明記さ

れました。

【参考】

- ・ 障害者自立支援法第 19 条・・・介護給付費等の支給決定
- ・ 障害者自立支援法第 20 条・・・介護給付費等の給付申請
- ・ 障害者自立支援法第 21 条・・・障害程度区分の認定
- ・ 障害者自立支援法第 22 条・・・支給要否の決定等

6. 施行期日

(1) 改正法公布の日・・・・・・・・1

(2) 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日
・・・・・・・・3

(3) 平成24年4月1日・・・2、4、5